



○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

別表第一（第四条関係）

基幹統計	事務の区分
一 全ての産業分野における事業所及	<p>都道府県知事が行う事務</p> <p>市町村長が行う事務</p>
	<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p> <p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務</p> <p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p>

<p>び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>報告義務者（基幹統計調査の報告をする義務を負う個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）に関する事務</p>	<p>調査区（統計調査員が調査を担当すべき区域をいう。以下同じ。）に関する事務</p>	<p>調査票の配布、取集、審査等に関する事務</p>
<p>二 報告義務者を把握するための調査に関する事務</p>		<p>三 調査票（都道府県知事が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>四 調査票（都道府県知事が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の取集に関する事務</p> <p>五 報告を求めらるる事項を事業所の名称及び所在地並びに当該事業所において事業が営まれているか否かの別に限定した調査の実施並びに当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務</p> <p>六 市町村長に対する前二号に規定する調査票（市町村長が審査すべきものとして</p>	
<p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p> <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p>	<p>五 調査区の設定及び修正に関する事務</p>	<p>六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>七 調査票（市町村長が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の取集に関する事務</p> <p>八 前号及びこの項第三欄第六号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務</p>	

二 十		
(略)	その他の事務	
(略)	<p>九 総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十一 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十二 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十三 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十四 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>七 総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。の送付に関する事務</p> <p>八 第四号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>九 第四号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>
(略)	<p>十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十五 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	

(略)	備考	<p>一 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求めるとする事項を事業所及び企業の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものをを行う場合における同項の規定の適用については、同項中「総務省令・経済産業省令」とあるのは「総務省令」と、同項第三欄第九号中「総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」とあるのは「総務大臣、他の都道府県知事及び」と、同項第十三号及び第十四号中「総務大臣及び経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」と、同項第四欄第九号中「前号」とあるのは「第七号」とする。</p> <p>二 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求めるとする事項を事業所の名称、所在地、工業出荷額その他の工業の実態を明らかにするための事項に限定したものをを行う場合における同項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号から第七号までに掲げる事務は行わないものとする。</p> <p>三 前二号に規定する場合以外の場合における一の項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号及び第六号に掲げる事務は行わないものとする。</p> <p>四 九 (略)</p>
-----	----	--

別表第二(第四条関係)

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務
一 (略)	(略)	(略)
<p>二 国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービス</p>	<p>統計調査員に関する事務</p>	<p>一 統計調査員(都道府県知事が事業所及び世帯において調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の設置に関する事務</p> <p>二 報告義務者(都道府県知事が調査すべき商品又はサービス)の選定に関する事務</p>
報告義務者に関する事務	報告義務者に関する事務	報告義務者(都道府県知事が調査すべき商品又はサービス)の選定に関する事務

三〇九 (略)	<p>その毎月 の動向及 び地域別 、事業所 の形態別 等の物価 を明らか にするこ とを目的 とする基 幹統計</p>	<p>調査区に関する事務 調査票の配布、取集、 審査等に関する事務 その他の事務</p>	<p>三 調査区の設定及び修正に関する事務（第一号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査に係るものに限る。） 四 第二号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金の調査の実施及び当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務 五 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 六 調査の広報に関する事務 七 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 八 総務大臣に対する第四号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務 九 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）  
（地方公共団体が処理する事務）  
第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。